平成２２年（フ）第１３１３号
広島市中区南竹屋町２番30―402号
債務者　藤田　敬三
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２４号
広島市安佐南区長束西１丁目５番５－９－102号　Ｃ棟
債務者　小郷　厚子（旧姓楠元）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５１号
広島市安佐南区長束５丁目15番12―102号
債務者　河本　　健
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６０号
広島市安佐北区口田２丁目４番15号
債務者　渡邉　俊輔
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
愛媛県新居浜市北内町３丁目９番５号
債務者　藤原　　靖
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３４号
愛媛県新居浜市北内町３丁目９番５号
債務者　藤原　尚子（旧姓松久保）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３７号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲141番地１
債務者　篠原　栄広
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１５３号
愛媛県新居浜市中萩町７番49号、前住所愛媛県新居浜市萩生130番地の85
債務者　加藤　孝二
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１５４号
愛媛県新居浜市中萩町７番49号、前住所愛媛県新居浜市萩生130番地の85
債務者　加藤　文子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１５８号
愛媛県西条市三芳667番地16
債務者　辻　美賀子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１６０号
愛媛県西条市喜多川601番地９
債務者　合田小百合
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３２５号
高知市高須新町２丁目１番13号
債務者　香川　誉人
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９８号
高知市瀬戸西町２丁目208番地
債務者　卜部　良雄
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１３号
高知県香南市夜須町千切935番地２
債務者　久保あおい
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１４号
高知県香南市夜須町千切935番地２
債務者　久保　逸雄
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８２号
高知県吾川郡いの町清水下分1764番地３、住民票上の住所高知県吾川郡いの町上八川甲7124番地
債務者　川村　伸昭
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５９１号
高知市一宮東町３丁目13番10号　きさらぎ荘西棟４号
債務者　大﨑　　旭
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５９７号
高知県南国市田村甲544番地１
債務者　武市　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
高知地方裁判所破産係